

教員養成を取り巻く大学教員の在り方に関する近年の提言

① 「今後の国立の教員養成系大学・学部 の在り方について」（抜粋）

（平成 13 年 11 月 22 日 国立の教員養成系大学・学部 の在り方に関する懇談会）

Ⅱ 今後の教員養成学部 の果たすべき役割

（5）教員養成学部 の教員 の在り方

① 教科専門科目担当教員 の在り方

- 現在、大学によって多少の差があるが、教員の 6 ～ 7 割を教科専門科目担当教員が占めており、その多くが理学部や文学部等教員養成学部以外の学部の出身である。これらの教員が、どのような意識で教員養成に取り組むかが教員養成学部の方向付けに大きく影響する。
- 教科専門科目の在り方は、前述のとおりであり、それを担当する教員は、その趣旨に沿った教育研究に取り組むことが求められる。教科専門科目担当教員は、他の学部と同じような専門性を志向するのではなく、学校現場で教科を教えるための実力を身に付けさせるためにはどうすべきかという、教員養成独自の目的に沿って教科専門の立場から取り組むことが求められる。それは、教員養成学部固有の教育研究分野である。今後、教科専門科目担当教員には、そのような教員養成学部独自の専門分野の確立に向けて努力することが求められる。

②教科教育法（学）担当教員 の在り方

- この分野は、前述のとおり教員養成にとって重要な分野であり、沿革の項でも触れたように、特に教員養成学部においては、各教科ごとに専門家を配置するなど、従来から充実に努めてきた分野である。今後、小学校教員養成における教科専門と教科教育の分野の結びつきなど教員養成学部が独自性を発揮していくため、学内で牽引的な役割を果たしていくことが求められる。

③教職専門科目担当教員 の在り方

- 教職専門科目は、前述のとおり、教員養成の根幹をなす分野であり、学生にとって、子どもに対する理解や教員にふさわしい人間性を深めるための基礎となるべきものである。そのため、教員養成という立場から学校現場をフィールドとしつつ、子どもたちに目を向けた実践的な教育研究が推進されることが求められる。

- 教員養成学部¹の教職専門科目を担当する教員のうち、非教員養成系の教育学部出身者が占める割合は50.2%（平成12年5月1日現在）にのぼっている。教員養成における教職専門科目の重要性にかんがみ、これらの学部においては、教員養成学部のこのような実態にも配慮した教育研究の展開が望まれる。

④ 教員養成学部¹にふさわしい教員の確保

- 以上の3つの区分の担当教員が共同しつつ、体系的なカリキュラムの展開に向けて独自の専門領域を創っていくためには、教員の意識改革だけでなく、教員養成学部¹にふさわしい教員をどのように確保していくかが重要な課題である。
- 教員養成学部の教員の出身学部・大学院をみると、教員養成系が19.6%、非教員養成系の教育学部が15.3%、一般学部等が65.1%となっており、特に教科専門の担当教員は、一般学部等の出身者が82.9%を占めている（平成12年5月1日現在）。
- 平成8年度に教員養成学部の博士課程が設置されたため、今後教員養成系大学院の出身者が増えていくことが期待されるが、当面は前述の傾向が大きく変わることはないと考えられる。また、いろいろな学部・大学院の出身者が教員となることは、教員養成学部の活性化の面から好ましいことともいえる。
- ただ、一般学部の目的と教員養成学部の目的とは異なるものであり、その出身者は教員養成学部の教員になるまでは教員養成の在り方という観点からの教育は受けていないのが通常である。それらの者が教員養成学部の教員になった場合は、「教員養成はいかにあるべきか」あるいは「学校における授業はいかにあるべきか」という観点から教育研究に当たることとなる。
- したがって、教員養成学部¹に採用されてから学部の目的と教員個々人の志向に齟齬が生じないよう、教員募集時に、必要とされる資質能力や役割を明確にしておくとともに、採用後にも教員養成学部の教員として取り組むべき教育研究の内容等について絶えざる自己研鑽を求め、教員養成学部¹にふさわしい教員を確保していくことが必要である。
- 教員養成学部¹は、学校の現場と密接に結びついた実践的な学部であることから、教員を採用する際、教員免許状の取得や学校現場における何らかの教育経験を有することを条件とすることも考えられる。また、必要に応じ採用後も附属学校の授業の担当等を通じて、学校現場との接触を保持していくような取組も推進していくべきである。
- また、教員養成学部¹としてふさわしい教員を確保するとともに、教員養成学部独自の専門性を高めるシステム作りという観点から、例えば教員養成カリキュラムの確立という観点に立ったシラバスの作成、定期的なファカルティ・デ

イベロップメントの実施等、具体的な取組を行っていくことが必要である。

- これに関連し、教育委員会等との連携により、特に学校現場を熟知した者が教授するにふさわしい科目については、教員養成の充実の観点から、現職教員や指導主事を非常勤講師等として積極的に活用していくことも求められる。
- また、特に教科専門科目の担当教員について、各大学における教員審査の改革を促す意味で、大学設置・学校法人審議会における教員資格審査の在り方についても検討されることが望まれる。

⑤ 教員組織の弾力的編成

- 今後は、学校現場のニーズにあわせ、教員組織を弾力的に編成していくことが求められる。例えば、平成10年に免許法が改正され、教科に関する科目の要修得単位数が減少し、教職に関する科目の要修得単位数が増えたり、「教科又は教職に関する科目」という選択履修の区分が新たに設けられたが、大学の判断によってこれらに対応した教員組織の弾力的な編成が求められる。
- また、教員養成学部の教員組織については専門分野の構成が各大学とも総じて等質的となっており、そのことがカリキュラムや教員組織に現状維持の方向で作用している面がある。

平成3年の大学設置基準の大綱化に伴い、教員養成学部に置かれる大学院の専攻に要する分野を具体的に定めた上記審議会の審査内規が廃止されたにもかかわらず、依然としてそれを基準にそれぞれの分野に専任教員が配置されなければならないととらえられ、そのことが学校現場のニーズを踏まえた新たな分野に対応していくことの妨げとなっているとの指摘もある。

今後は、学校現場における新たな教育課題への対応等を通じ、各大学が特色を発揮していくため、弾力的な教員組織の編成に努めることが望まれる。

②教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて（抜粋）

（平成 29 年 8 月 29 日 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議）

3. 課題に対する対応策

（4）大学教員についての対応策

【中長期的な方針】

①教科専門と教科教育の一体化

- 平成 28 年 11 月の教育職員免許法の改正により、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分が法令上はなくなったことから、これを契機として、特に国立教員養成大学・学部においては、教員養成カリキュラムや教員構成において、率先して教科専門と教科教育を一体化させ、さらに教職教育とも関連付ける取組を進めるとともに、実践探究の場と学問探究の場の両方に軸足を置く大学教員の比率を段階的に高めるべきである。

②新たな学問領域等の発展

- 教員養成大学・学部が行う研究として、例えば「教員養成学」を構築することが考えられる。「教員養成学」に相当する学問分野について、教科専門と教科教育をつなぐ学問としての「教科内容学」や「教科内容構成学」が発展しつつある。教員養成大学・学部は、「教員養成学」の研究を組織的に行うことで教育の質を高め、教員という専門職業人の養成に責任を負うべきである。また、現場での実践と査読付論文の両方を重視する「臨床教科教育学会」や「日本学校改善学会」等の活動が活発化しており、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の積極的な獲得などによるこれらの研究領域や学会の発展が期待される。

③実務家教員の実践研究論文

- 教職大学院の設置に伴って多くの実務家教員が採用され、大学における教員養成の在り方が変化してきている一方で、実務経験が豊富な教員が必ずしも優秀な実務家教員として高い指導力を発揮できているわけではないという指摘もあることから、特に教職大学院の実務家教員には、実践力のみならず、実践を理論に照らして深く問い返し、それを実践研究論文として発表し、また、その成果に基

づいた教育を行う資質・能力も求められる。

【早急に対応すべきこと】

①研究者教員の現場経験等

- 国立教員養成大学・学部において、研究者教員が一定期間、学校現場での教育実践研究の経験を積むことや、学校現場との共同研究を実施すること等について、時期や比率等に関する目標値を設定し達成状況をチェックすること等、教員養成分野の大学教員として必要な資質・能力を向上できる仕組みを整備することにより、実際の学校現場における教育活動と教育学を融合できる大学教員を確実に増やすこと。
- 国立教員養成大学・学部において、現場経験が十分でない教科専門の担当教員には、教科教育の教員や実務経験を持つ教員（実務家教員）とのチーム・ティーチング（TT）を経験させる、あるいは現場の教員等をゲストティーチャーとしたファカルティ・ディベロップメント（FD）に参加させる、附属学校での研修を義務付けるなど、早期に実践性を身に付けさせるような取組を進めること。

②実践的な活動の評価・促進

- 国は、文部科学省初等中等教育局の教職課程認定と高等教育局の学部等の設置審査における専任教員資格審査についての整合性を高め、審査結果に違いが生じた場合の調整措置を講じるとともに、学校現場等における実践的な活動を大学教員の業績として積極的に評価する方法を検討すること。
- 国立教員養成大学・学部において、学校現場での研究経験を有する教職経験者やEd.D.（教職博士）を取得した者など、実践力ある者を大学教員として採用するよう努めること。

（6）教職大学院についての対応策

【中長期的な方針】

⑤学びのサイクルの普遍化

- 教職大学院は、現職教員が教職大学院で単発で学ぶことにとどまらず、学んだ者が学校現場に戻り、数年後に博士課程で学び、更に学校現場を経て教職大学院

の実務家教員として教鞭をとるなど、学校現場と大学における学びのサイクルの普遍化を進めるべきである。

⑧Ed. D. の検討

- 米国や英国の教員養成においては、研究的学位である Ph. D. に対して、実践性を重視した学位として Ed. D. が位置付けられている。我が国では、教職大学院につながる教員養成の専門学位としての博士の学位が存在しないため、教職大学院修了者も現在は Ph. D. の性格が強い「博士（教育学）」を取得している状況であり、教職大学院制度の定着と今後の更なる充実が期待される中、関係者からは、教職大学院で得られる学位「教職修士（専門職）」の上に置く、実践性を重視した博士の専門学位が必要との声や、Ph. D. を持つ者が臨床的な研究を行って更に Ed. D. を取得し、二つの博士学位を持つ者が大学での教員養成を担うことが教員養成の質的向上をもたらすとの声がある。
- 我が国では、Ed. D. についての統一的な定義や共通認識がなく、現時点では具体的に制度改正を検討できる段階には至っていないことから、国は、現行の「博士（教育学）」とは別の学位である Ed. D. について、海外の事例も参考にしつつ、また「教育実践学」の研究者養成を目的とする教員養成大学の既存の博士課程の成果や課題を検証して、現在の「博士（教育学）」の学位との相違、現在の学位規則上規定されていない新たな学位を設けることの必要性、実践を取り入れた博士レベルの授業法や学生指導法、フィールドワーク等の具体的な教員養成カリキュラムの内容、学ぶ側や学校現場及び教員養成大学・学部にとってのニーズ等について精査を行い、その上で将来的な方向性について検討するべきである。

③「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

（平成 30 年 11 月 26 日 中央教育審議会）

Ⅱ．教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

2．多様な教員

今後、学部・研究科等の組織の枠を越えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性、外国籍など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある。

教員の採用については、各高等教育機関においてその業績等を踏まえた丁寧な選考が行われているが、教員組織全体を踏まえた教員の多様性を採用時に確保するとともに、採用後もその能力を更に伸ばし業績を重ねていくために、必要な研修や業績評価、教育研究活動を行うことができる環境の整備が行われていく必要がある。

また、各高等教育機関間、高等教育機関と産業界との間での教員の流動性を確保することは重要である。その際、クロスアポイントメント等を活用し、各教員が所属する組織を越えて、柔軟に教育活動を展開できるよう、教育、研究、社会貢献、管理運営など従事比率（エフォート）管理を行う等の配慮が必要である。

また、真に教育の質の充実を図るためには、教員が教育者としての責任をこれまで以上に自覚し、自己の教授能力の向上のために不断の努力を重ね、学生の学修意欲を喚起するような授業を展開していくことが必要である。教員自身が教育の質を自らの事として捉え、取り組まない限り、高等教育機関も本当の意味で変わることはできない。本答申で求めている

高等教育改革は、各教員と軌を一にすることで、円滑に進むものであり、考え方及び方向性の共有を適切に行っていく必要がある。

<具体的な方策>

学位プログラムを中心とした大学制度

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教

育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置を可能とする。その際、当該プログラムに対する責任体制を明確にする。

- この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。
- 特に工学分野において、学部等全体で教員編制を行い、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の編成等を促進するための制度改正を先行して実施した。

多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証

- 社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促すため、専任教員として実務家教員を配置することができる旨を、大学設置基準上、確認的に規定する。
- また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、実務家教員で6単位以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成等に責任を負う者とするよう努めることとする。
- 質の高い実務家教員を確保するため、実務家教員の育成プログラムを開発・実施するとともに、その修了者の情報に係る共有の在り方を検討する。